

公 示 日:2026年1月14日(水)

調達管理番号:25a00849

国 名:セントルシア国

担当部署:地球環境部水資源グループ水資源第二チーム

調達件名:セントルシア国無収水対策能力強化(現地滞在型)

適用される契約約款:

- ・「事業実施・支援業務用(現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務 :無収水対策能力強化
- (2) 格付 :3号
- (3) 業務の種類:専門家業務
- (4) 在勤地:カストリーズ市
- (5) 全体期間:2026年3月上旬から2028年5月下旬
- (6) 業務量の目途:24人月

2. 業務の背景

セントルシアは人口約18.3万人(2020年)、人口の55%は北部の首都カストリーズ及びグロスレイに集中している。セントルシアは火山性の地質条件により、急峻な地形と雨水浸透性の低い岩石地層で構成されているため、島自体の貯水機能が乏しく、殆どの降水量が海に流逝し、地下水涵養量も少ない。このため、淡水資源としては河川やダム、湧水といった表流水源の利用が主であり、上下水道公社(The Water and Sewerage Company Inc:WASCO)の水道水源も全て表流水を利用している。地下水資源は非常に限られており、主に個人利用や灌漑用に利用されている。12月から5月にかけて訪れる渴水期では、河川流量が半減し、特に貯水施設のない南部において水不足が深刻となる。

セントルシアの水道事業は公営企業である WASCO により運営されている。水道普及率は98%、顧客数は73,914件(うち一般家庭が約90%)、全顧客の約59%が首都カストリーズに集中している。島全域の水需要量は約6万m³/日(ピーク時:約10万m³/日)であるが、渴水期では給水能力が約4万m³/日今まで低下するとされている。また、気候変動の影響により深刻な干ばつの頻度が増加し、

河川水量が減少し、常に水需要を下回っている。直近では 2024 年 5 月に渇水の影響で、島全体に対して水の非常事態宣言が発令された。WASCO の水道事業における無収水率は約 55%、うち 30% 程度は水道管からの漏水等の物理的な損失と報告されている他、水道メーターの普及不足、故障や誤読及び住民の違法接続による盗水等の商業的損失についても原因として挙げられている。また、2014 年にドイツが実施した調査によれば、WASCO が管理する施設は熟練職員によって運営されているものの、効率化されたワークフロー等の未整備、熟練技術者の不足といった問題点も指摘されており、これらは現在も引き続き課題となっている。これを受け WASCO は農業・漁業・食料安全保障・村落開発省傘下の政府機関である水資源管理機構 (Water Resource Management Agency: WRMA) を含む政府関係省庁の支援の下、配水管理区域 (DMA: District Metered Area) 構築、GIS、SCADA、スマートメータといったデジタル技術を含む無収水削減計画を策定している。無収水削減計画は過去に数回策定されており、カリブ開発銀行 (Caribbean Development Bank: CDB) 支援で策定されたものが最新となっている。現在 WASCO では無収水削減チームを編成し無収水削減業務を着実に進める準備を行っている。今後、生活水準の向上に伴う水使用量の増加、観光客の増加、気候変動による水資源減少などの影響を受け、無収水対策による配水口の少ない効率的な水供給の確保がますます求められている。

上述したセントルシアが直面する課題は、近隣の東カリブ諸国においても共通のものとなっている。JICA が 2024 年に実施した「東カリブ諸国における水の安全保障に関する情報収集・確認調査」では、高い無収水率が各国共通の課題となっており、無収水削減に対する協力事業への高い期待が各国水道事業体から示されている。

以上を踏まえセントルシア政府は、無収水対策の能力強化にかかる技術的支援を行う個別専門家の派遣を要請した。

3. 期待される成果

WASCO によって無収水の現状が把握され、無収水対策にかかる戦略及び実施体制、モニタリング計画が検討される。また、東カリブ諸国共通課題である無収水対策について、東カリブ諸国の水道事業体に知識の共有が行なわれる。

4. 業務の内容

(1) 本個別専門家が行う主な活動は以下のとおり。

活動1 無収水の現状把握¹

- (1-1)現在採用されている無収水率の算出方法をレビューする。
- (1-2)WASCO が管理する水道システムの無収水の現状評価を共同で実施する。
- (1-3)メーターの不正確さ、非請求非計量給水量、物理的損失等に関する無収水対策パイロット事業を実施する。
- (1-4)無収水対策のパイロット事業を踏まえ、各対策の効果を分析する。
- (1-5)無収水対策のパイロット事業から得られた教訓に基づき、優先対策の検討方法について提言する。
- (1-6)WASCO の現在の無収水戦略の共同レビューを実施する。

活動2 無収水戦略の改訂

- (2-1)WASCO の各部門・ユニットの無収水削減能力評価を共同で実施する。
- (2-2)活動1で行った無収水の現状把握に基づき、中長期的な無収水削減目標について協議する。
- (2-3) WASCO 職員の能力開発計画を含む無収水戦略の更新について助言する。

活動3 実施・モニタリング計画の策定²

- (3-1)実施体制及びモニタリングの体制について助言を行う。
- (3-2)日常業務、ユーティリティ管理、設備投資を含む無収水削減計画策定について助言する。

活動4 東カリブ諸国共通課題としての無収水対策に係る知識の共有³

- (4-1)カリブ上下水道協会(Caribbean Water and Sewerage Association:CAWASA)と連携し、東カリブ諸国間で共有すべき無収水削減トピックを特定する。
- (4-2)無収水対策パイロット事業実施時、東カリブ諸国からの参加者に現地研修を実施する。
- (4-3)東カリブ諸国水道事業体との対話を通じ、知見共有活動における地域協力

¹ 途上国における無収水の現状把握に際する具体的な手法についてプロポーザルで提案してください。特にIWA(国際水協会)が推奨する水収支表の各項目毎の現状把握の方針や、現状を把握するプロセス自体が無収水対策の一部であることを念頭に記載ください。

² 島嶼国において、先方政府が持続的に無収水削減計画・無収水対策を実施するようになるための技術的指導・助言の実施方法についてプロポーザルで提案してください。その際、活動3の内容も含めて記載ください。

³ 東カリブ諸国への知見共有に関する具体的な手法についてプロポーザルで提案してください。本事業のパイロット活動がセントルシア国で実施されることを前提として、得られた知見がセントルシア国のみならず、近隣の東カリブ諸国に広まっていくためのやり方について、効率性、インパクト、持続性を考慮して記載ください。

の可能性について意見交換を行う。

(2)上記活動を行う上で必要な事業のマネジメントは以下のとおり。

- ① 相手国機関と協議して事業の実施方針を検討し、事業の実施計画(ワークプラン、年間計画)を策定する。
- ② 必要に応じて事業の関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を検討、実施する。
- ③ 相手国機関と共に進捗状況、成果、課題、教訓等についてモニタリングし、対応策や今後の方針について関係各者と協議する。
- ④ 進捗管理を通じて判明する課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ⑤ 年間計画の進捗状況の管理を行い、本事業の傭上スタッフの業務や労務管理を適切に実施する。
- ⑥ 事業の活動に伴う公金管理、物品管理、事務・会計・庶務について適切に実施する。
- ⑦ その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA(本部・事務所・支所)と適宜相談しながら推進する。
- ⑧ 事業の成果に関して、カリブ地域において、本事業で得られた知見の発信や共有を行う。カリブ地域では、技術協力個別案件(研修)「水の安全保障の実現に向けた浄水・水道技術」を実施しているところ、東カリブ諸国からの研修参加者のアクションプランの実施を側面支援するとともに、同個別案件(研修)と本事業の活動との相乗効果を図る。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	途上国における無収水の現状把握 に際する具体的な手法	4.業務の内容(1)活動1
2	島嶼国において、先方政府が持続的に無収水削減計画・無収水対策を実	4.業務の内容(1)活動2, 3

	施するようになるための技術的指導・助言の実施方法	
3	東カリブ諸国への知見共有に関する具体的手法	4.業務の内容(1)活動4

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	上水道の無収水対策に係る各種業務
語学の種類	英語

※水道事業体での勤務経験を有することが望ましい。また、途上国における上水道分野の漏水対策、料金徴収、違法接続対策等に関する知識を有することが望ましい。

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁴	渡航開始より 2 カ月以内	地球環境部(CC:セントルシア支所、ドミニカ共和国事務所)	一	英語	電子データ
		C/P 機関	一	英語	電子データ
			一	日本語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より 3 カ月ごと ⁵	国際協力調達部(CC:地球環境部)	一	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 カ月ごと	国際協力調達部(CC:地球環境部、セントルシア支所、ドミニカ共和国事務	一	日本語	電子データ

⁴ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①事業の概要(背景・経緯・目的)、②事業実施の基本方針、③事業実施の具体的方法、④事業実施体制⑤業務フローチャート、⑥詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑦先方実施機関便宜供与事項、⑧その他必要事項

⁵ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

		所)			
業務完了報告書	契約履行期限末日	地球環境部(CC:国際協力調達部、セントルシア支所、ドミニカ共和国事務所)	1部	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は5月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみです。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

サモア国 沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト・フェーズ2 専門家業務完了報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・カリブ地域(広域) 東カリブ諸国における水の安全保障に関する情報収集・確認調査 ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000052664>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限	2026年 1月 28日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 2月 6日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 2月 12日 11時～12時

4	評価結果の通知	2026年 2月 17日まで
---	---------	----------------

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等: 特になし
- (2) 家族帯同: 可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プrezentation資料提出部数: 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

[\(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf\)](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プrezentationの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、Prerezentationを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。Prerezentation実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法: Microsoft-Teams による(発言時カメラオンでの)実施を基本とします。
- ・一人当たり、Prerezentation 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、Prerezentation、質疑応答とも日本語とします。
- ・Prerezentationでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。

・競争参加者(個人の場合は業務従事者と同義)が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。(Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。)指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

- | | |
|-----------------|------|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等:

- | | |
|--------------------|------|
| ①類似業務の経験 | 20 点 |
| ②語学力 | 10 点 |
| ③その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |
| (計 100 点) | |

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約(現地滞在型)における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬:

家族帯同の有無		本人のみ(家族帯同無)	家族帯同有
月額(円/月)	法人	1,327,000	1,503,000
	個人	1,030,000	1,206,000

② 教育費:

就学形態	3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額(円/月)	日本人学校	43,000	-
	インターナショナルスクール／現地校		98,900

※高等学校の教育費については帯同される場合に確認の上、ガイドラインに沿ってお支払いします。

③ 住居費:1,950 ドル／月

④ 航空賃(往復):1,874,526 円／人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎:到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全:安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ:なし
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 執務スペースの提供:セントルシア国上下水道公社内における執務スペース提供
- カ) 公用旅券:日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国的一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所及びセントルシア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所、同支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(5)臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA セントルシア支所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6)その他留意事項

1)以下の派遣前業務を委嘱します。

業務内容	業務量（人日）
沖縄連携にかかる関係機関との協議	8人日
課題別研修帰国報告会への準備、参加およびフォローアップ	5人日

派遣前業務の内容は変更となる可能性があります。

2)業務委嘱期間：2026年3月6日～2026年5月10日

3)業務単価（月額） 法人：855,379円／月

個人：531,778円／月

以上